

東京都環境確保条例(土壌及び地下水の汚染の防止)



都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例、平成13年10月1日施行)では、土壌及び地下水の汚染の防止について以下のように定めています。

有害物質取扱事業者*1			土地改変者*2	
第114条	第115条	第116条	第117条	
有害物質によって土壌を汚染したことにより大気又は地下水を汚染し、人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるとき (第114条第1項)	有害物質による地下水の汚染が認められる地域があるとき ↓ 土壌汚染状況調査 ※調査は指定調査機関が実施 (第115条第1項) ↓ 汚染土壌処理基準を超過していることが判明した場合	工場若しくは指定作業場を廃止、又は除却するとき ↓ 土壌汚染状況調査 ※調査は指定調査機関が実施 (第116条第1項、第117条第2項) ↓ 汚染土壌処理基準を超過していることが判明した場合	3,000m ² 以上の土地の改変を行うとき ↓ 土地利用の履歴等調査 (第117条第1項) ↓ 汚染のおそれがあると認められるとき	
			↓	↓
			↓	↓
			↓	↓
汚染の処理 (第114条第2,3項、第115条第2項) ①汚染処理計画の作成及び提出 ②汚染処理の実施及び完了の報告		汚染の拡散防止措置 (第116条第2,3項、第117条第3,4項) ①汚染拡散防止計画の作成及び提出 ②汚染拡散防止措置の実施及び完了の報告		

*1 有害物質取扱事業者：工場又は指定作業場を設置している者で、別紙に掲げる有害物質を取り扱い、又は取り扱った者。

*2 土地改変者：3,000m²以上の土地において、土地の切り盛り、掘削その他土地の造成、建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更を行う者。

当社は指定調査機関及び計量証明事業所として、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査から調査結果に対する評価及び対策の提案まで一貫した土壌調査業務を行っております。

詳しくは、当社 **研究開発部 坂田、明石** (フリーダイヤル0120-01-2590 内線273、267)までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査



表 東京都環境確保条例(土壌及び地下水の汚染の防止)に係る有害物質及び汚染土壌処理基準

分類	調査項目	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002以下	—	0.002以下
	四塩化炭素	0.002以下	—	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.04以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.002以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.02以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.01以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.03以下	—	0.03以下
	ベンゼン	0.01以下	—	0.01以下
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	0.05以下
	シアン化合物	検出されないこと*1 (0.1未満)	50以下 遊離シアンとして	検出されないこと*1 (0.1未満)
	水銀及びその化合物	0.0005以下	15以下	0.0005以下
	アルキル水銀	検出されないこと*1 (0.0005未満)	—	検出されないこと*1 (0.0005未満)
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下	0.8以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	1以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003以下	—	0.003以下
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.02以下
	チウラム	0.006以下	—	0.006以下
	PCB (ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと*1 (0.0005未満)	—	検出されないこと*1 (0.0005未満)
	有機りん化合物	検出されないこと*1 (0.1未満)	—	検出されないこと*1 (0.1未満)

*1: 「検出されないこと」とは、指定された方法で表中に示す数値(定量下限値)未満であること。

※東京都環境確保条例(土壌及び地下水の汚染の防止)では、土壌汚染対策法に係る指定基準と同様の基準値を設定しています。

出典: 東京都環境確保条例施行規則(平成13年東京都規則第34号)

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

